寝屋川市監査委員監査基準

寝屋川市監査委員

寝屋川市監査委員監査基準

目次

第１章　総則（第１条～第４条）
第２章　一般基準（第５条～第 11 条）
第３章　実施基準（第 12 条～第 19 条）
第４章　報告基準（第 20 条～第 24 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、第４条第１項第１号から第 10 号までの監査（以下「監査」という。）、同項第 11 号の検査（以下「検査」という。）及び同項第 12 号から第 15 号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

（規範性）

第２条　この基準は法第 198 条の３第１項に規定する監査基準であり、監査委員はこの基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、この基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

（監査等の目的）

第３条　監査等の目的は、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信

頼確保に資することである。

２　監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第 21 条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第４条　監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

⑴　財務監査（法第 199 条第１項）　財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

⑵　行政監査（法第 199 条第２項）　事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

⑶　住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条）　選挙権を有する者の 50 分の１以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

⑷　議会の請求に基づく監査（法第 98 条第２項）　議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

⑸　市長の要求に基づく監査（法第 199 条第６項）　市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

⑹　財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第７項）　補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること

⑺　公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の２第２項又は公企法第 27 条の２第１項）　監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは上

下水道事業管理者の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること

⑻　住民監査請求に基づく監査（法第 242 条）　住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求の理由があるか等を監査すること

⑼　市長又は上下水道事業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の２の９第３項又は公企法第 34 条）　市長又は上下水道事業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること

⑽　共同設置機関の監査（法第 252 条の 11 第４項）　共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること

⑾　例月現金出納検査（法第 235 条の２第１項）　会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること

⑿　決算審査（法第 233 条第２項又は公企法第 30 条第２項）　決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

⒀　基金の運用状況審査（法第 241 条第５項）　基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること

⒁　健全化判断比率審査（健全化法第３条第１項）　健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

⒂　資金不足比率審査（健全化法第 22 条第１項）　資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

２　前項第１号に規定する財務監査は、定期監査（法第 199 条第４項）又は随時監査（法第 199 条第５項）として実施する。

３　法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第２章　一般基準

（倫理規範）

第５条　監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

２　監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

３　監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

４　監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、第３条の目的を果たすため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

（指導的機能の発揮）

第６条　監査委員は、第３条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

（監査等の実施）

第７条　監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。なお、その場合のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

２　監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（報告の徴取）

第８条　監査委員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。）第 168 条の４第３項又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の５第３項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は上下水道事業管理者に対して報告を求めること

ができる。

２　監査委員は、法第 243 条の２第 10 項（公企法第 33 条の２において準用する場合を含む。）の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者等に対して報告を求めることができる。

（監査調書等の作成及び保存）

第９条　監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

（情報管理）

第 10 条　監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

２　監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

（品質管理）

第 11 条　監査委員は、この基準にのっとってその職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。

２　監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。

３　監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

４　監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとって遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

第３章　実施基準

（合理的な基礎の形成）

第 12 条　監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

（監査等の実施方針及び計画の策定）

第 13 条　監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境等の変化に応じて適宜見直すものとする。

2　監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。

3　監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　実施予定の監査等の種類及び対象

⑵　監査等の対象別実施予定時期

⑶　監査等の実施体制

⑷　その他必要と認める事項

4　監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　監査等の種類

⑵　監査等の対象

⑶　監査等の着眼点

⑷　監査等の主な実施手続

⑸　監査等の実施場所及び日程

⑹　監査等の担当者及び事務分担

⑺　その他監査等の実施上必要と認める事項

（監査等の計画の変更）

第 14 条　監査委員は､監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更するものとする。

（監査等の手続）

第 15 条　監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手できるよう、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。

２　監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

３　監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。

４　監査委員は、監査等の実施の結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

（実施すべき監査等の手続の適用）

第 16 条　監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第 17 条　監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（他者情報の利活用及び調整）

第 18 条　監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第 199 条第 7 項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

2　監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それらの品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

3　監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

4　監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

（弁明、見解等の聴取）

第 19 条　監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第４章　報告基準

（監査等の結果に関する報告等の提出等）

第 20 条　監査委員は、監査（第４条第１項第８号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等（第４条第１項第９号の監査においては市長又は上下水道事業管理者、同項第 10 号の監査においては他の関係普通地方公共団体の長）へ提出するものとする。なお、監査（第４条第１項第７号から第 10 号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

2　監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

3　監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

（監査等の結果に関する報告等への記載事項）

第 21 条　監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

⑴　この基準に準拠している旨

⑵　監査等の種類

⑶　監査等の対象

⑷　監査等の着眼点

⑸　監査等の主な実施内容

⑹　監査等の実施場所及び日程

⑺　監査等の結果

⑻　その他必要と認める事項

2　前項第７号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

⑴　財務監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

⑵　行政監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

⑶　住民の直接請求に基づく監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

⑷　議会の請求に基づく監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

⑸　市長の要求に基づく監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

⑹　財政援助団体等に対する監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること

⑺　公金の収納又は支払事務に関する監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること

⑻　住民監査請求に基づく監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること

⑼　市長又は上下水道事業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること

⑽　共同設置機関の監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること

⑾　例月現金出納検査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること

⑿　決算審査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること

⒀　基金の運用状況審査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること

⒁　健全化判断比率審査　健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

⒂　資金不足比率審査　資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

3　第１項第７号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5　監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

（監査委員の合議）

第 22 条　次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

⑴　第４条第１項第１号から第６号まで、第９号及び第 10 号に定める監査結果

⑵　第４条第１項第８号に定める監査及び勧告

⑶　第４条第１項第 12 号から第 15 号までに定める審査意見

⑷　包括外部監査人の監査結果に関する意見（法第252条の38第５項）

⑸　住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の39第７項）

⑹　議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 40 第４項）

⑺　市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 41 第４項）

⑻　市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第252条の42第４項）

⑼　住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第252条の43第３項及び第８項）

⑽　住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第252条の43第５項）

２　監査委員は、監査（第４条第１項第１号から第６号まで及び第10号に定める監査に限る。）の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

（監査等の結果に関する報告等の公表）

第23条　監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第４条第１項第１号から第６号まで、第８号及び第 10 号について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

⑴　監査の結果に関する報告の内容

⑵　監査の結果に関する報告に添える意見の内容

⑶　監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の報告等）

第24条　監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

２　監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

３　監査委員は、第４条第１項第８号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附　則

この基準は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成31年１月28日から施行する。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和３年２月 24 日から施行する。

附　則

この基準は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、令和８年９月 24 日から施行する。